

# 体育・保健センターのしおり

昭和55年11月 No.2

長岡技術科学大学体育・保健センター

## ☼スポーツ愛好の習慣を☼

社会の変化に伴い、我々の趣味やスポーツの楽しみ方も多様化してきました。

ところで、スポーツを真に楽しむことができるためには、スポーツ種目についてある程度の知識や技能等を身につけておくことが必要です。それにはまず、屋内屋外の各施設を可能な限り利用して、実際にプレーしてみることが大切です。

自分が興味を抱いているスポーツをたとえわずかな時間でも、それぞれの能力に応じて持続して行えば技術的にも向上し、ますますスポーツの楽しさを実感するようになるでしょう。

こうして、いろいろなスポーツについての知識や技能を身につけることは、ゲームを観戦したり、あるいはマスメディアを通して見たり聞いたりする場合にも、その楽しさを倍加させることとなります。同時にそれが健康維持や体力の増強にとって欠くことのできない重要なものであるということも認識し、永くスポーツを愛好する習慣を養いたいものです。

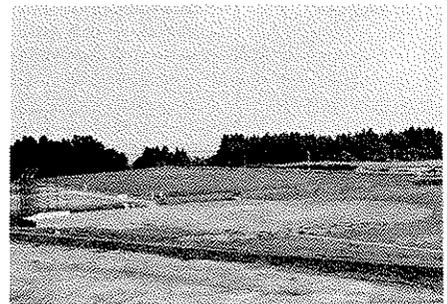
### ●屋外体育施設

#### 1. 野球場

面積 13,616㎡

両翼91m、中堅110m(ホームプレートからの長さ)

施設 バックネット、ファールボール、フェンス  
外野部分芝張り



#### 2. テニスコート

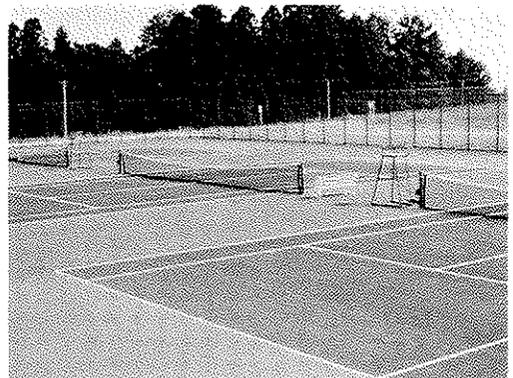
○全天候コート 3面

○クレイコート 3面

#### 3. ラグビー場

面積 13,576.5㎡(全面芝張り)

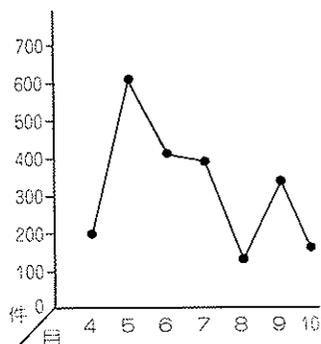
(インフィールド 9,754.4㎡)  
(アウトフィールド 3,822.1㎡)



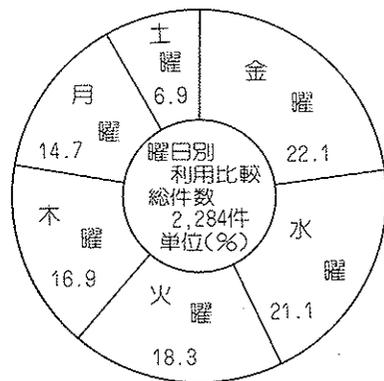
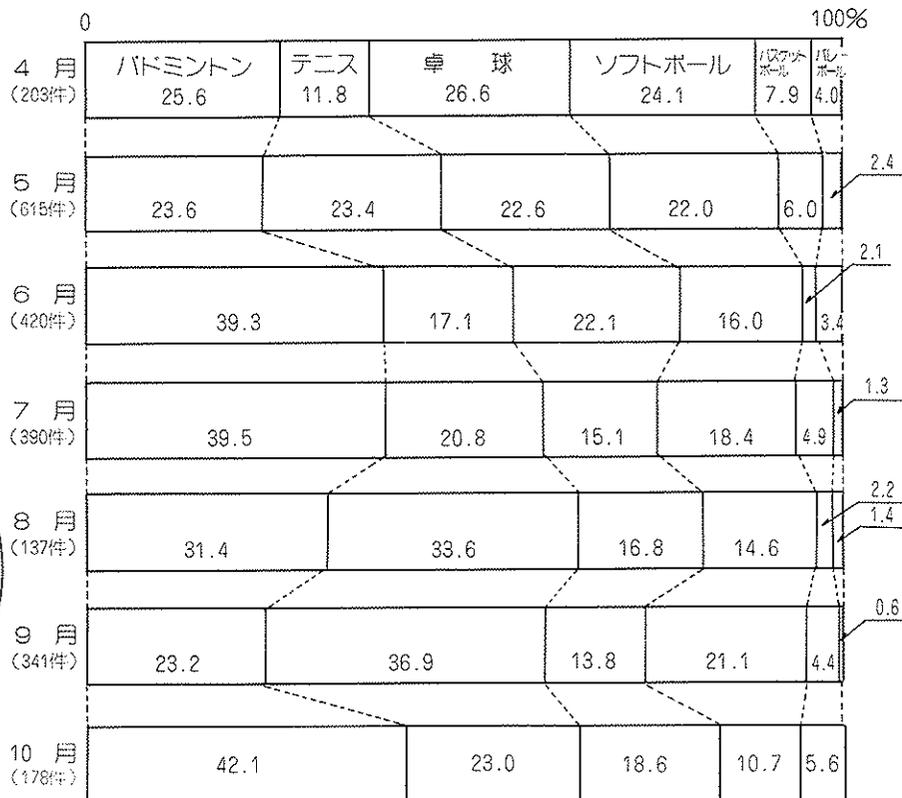
## ■ 体育関係

○貸出運動用具利用状況(10月末現在)

利用件数推移



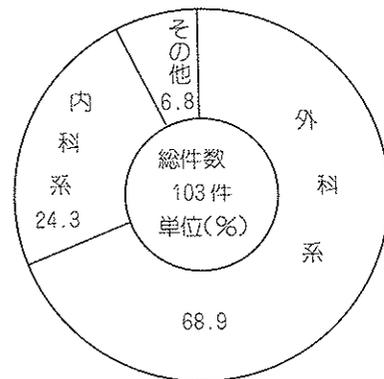
用具別利用比較



## ■ 保健関係

○応急処置状況(10月末現在)

応急処置内訳(総件数103件)



## ● 体育施設使用規程の制定について

体育施設が年度ごとに整備されて来ていますが、これに関連する使用規程、使用心得が次のとおり制定されました。遵守のうえ気持ちよくスポーツを楽しんで下さい。

# ✿長岡技術科学大学体育施設使用規程✿

## (趣 旨)

第1条 長岡技術科学大学(以下「本学」という)における体育施設の使用については、この規程の定めるところによる。

## (定 義)

第2条 この規程において体育施設とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 体育館
- (2) 武道館
- (3) 野球場
- (4) テニスコート
- (5) ラグビー場

## (使用目的)

第3条 体育施設は、本学の体育授業及び行事等に使用するほか次に掲げる目的に使用することができる。

- (1) 本学の学生の課外体育活動
- (2) 本学の職員のレクリエーション
- (3) その他学長が特に許可したもの

## (使用時間)

第4条 体育施設の使用は日又は時間を単位とする。

使用時間は午前8時30分から午後7時30分までとする。

## (使用手続)

第5条 体育施設を使用する者は、次の各号による手続を行い、体育保健センター長(以下「センター長」という)の許可を得なければならない。ただし、昼休み時間(午後0時から午後1時)の使用は、この限りでない。

- (1) 課外体育活動として使用する場合は、学期の始めにその期間の体育施設使用計画書を学生課に提出し、センター長の許可を得なければならない。
- (2) 学生又は職員の団体が一時使用する場合は、使用する3日前までに体育施設使用許可願を学生課に提出し、センター長の許可を得なければならない。

## (許可の取消し)

第6条 体育施設の使用を許可した後、本学の体育授業及び行事等のため体育施設を使用する必要が生じた場合、また、使用許可の条件等に違反したときは、使用の途中であっても、使用許可を取消すことがある。

## (損害賠償)

第7条 使用者が故意又は重大な過失により建物、設備備品等を破損又は紛失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

## (使用心得)

第8条 使用者は、使用に際し体育施設ごとの使用心得を厳守するとともに係員の指示に従わなければならない。

## 附 則

この規程は、昭和55年4月1日より施行する。

## ※長岡技術科学大学野球場使用心得※

体育施設を本来の目的に添い、規則正しく使用するために関係規程等によるもののほか、この使用心得を厳守すること。

1. 許可された使用目的及び使用時間を厳守すること。
2. 野球場内は禁煙とする。
3. 雨水等で軟弱なとき、又は軟弱になるおそれがあるときは使用を中止すること。
4. 使用後は散水、地ならし等の整備を行い、野球場の保全に努めなければならない。また、器具等は、所定の場所に整理格納すること。
5. 施設、設備の取り扱いに注意し、破損又は紛失した場合は、直ちに体育・保健センター長に申し出ること。

## ※長岡技術科学大学テニスコート使用心得※

体育施設を本来の目的に添い、規則正しく使用するために関係規程等によるもののほか、この使用心得を厳守すること。

1. 許可された使用目的及び使用時間を厳守すること。
2. コート内はテニス専用シューズを使用すること。特に全天候コート内にはテニス専用シューズであっても土足のまま入らないこと。
3. コート内には競技の障害となる物は持ち込まないこと。
4. コート内は禁煙とする。特に全天候コート上は火気に注意すること。
5. コートが雨水等で軟弱なとき、又は軟弱になるおそれがあるときは使用を中止すること。
6. 使用後は地ならし、ブラッシング等の整備を行い、コートの保全に努めなければならない。また、器具等は所定の場所に整理格納すること。
7. コート内は体育器具、その他備品の運搬に注意し、コート面を傷つけないように注意すること。
8. 施設、設備の取り扱いに注意し、破損又は紛失した場合は直ちに体育・保健センター長に申し出ること。

## ※長岡技術科学大学ラグビー場使用心得※

体育施設を本来の目的に添い、規則正しく使用するために関係規程等によるもののほか、この使用心得を厳守すること。

1. 許可された使用目的及び使用時間を厳守すること。
2. コート、フィールド内は禁煙とする。
3. 芝の保護、除草等のため隔週使用とし、係員の指示に従うこと。
4. 使用後は散水等の整備を行い、ラグビー場の保全に努めなければならない。また、器具等は所定の場所に整理格納すること。
5. 施設、設備の取り扱いに注意し、破損又は紛失した場合は、直ちに体育・保健センター長に申し出ること。